

デイサービスセンター 笹森館 運営規程

指定通所介護事業・指定第1号通所事業(通所介護)事業

社会福祉法人 寿 清 会

社会福祉法人寿清会 デイサービスセンター 笹森館 運営規程

指定通所介護事業・指定第1号通所事業(通所介護)事業

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿清会（以下「事業所」という。）が設置する老人デイサービスセンター笹森館（以下「笹森館」という。）が行う指定通所介護及び指定第1号通所事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（第1号通所事業にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定第1号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定第1号通所事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第2章 施設の名称及び所在地

(施設の名称及び所在地)

第3条 施の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 デイサービスセンター 笹森館
- 二 所在地 大崎市古川清滝字笹森118番地1

第3章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業者（従業者は、指定通所介護及び指定第1号通所事業の提供に当たる。）

生活相談員 1名以上

看護職員 1名以上

介護職員 5名以上

機能訓練指導員 1名以上

③ その他

業務員 1名以上

(職務の内容)

第5条 職員のそれぞれの職務は、次のとおりとする。

一 管理者は、職員及び業務の管理を、一元的に行う。

二 生活相談員は、利用者や家族の生活相談、援助及び通所介護計画・第1号通所事業（通所介護）事業）計画の作成等利用者の処遇に関する業務を行う。

三 看護職員は、利用者の保健衛生管理に関する業務を行う。

四 介護職員は、通所介護計画・第1号通所事業（通所介護）介護計画に基づく利用者の自立支援と日常生活を営むうえで必要な生活機能の維持改善に関する業務を行う。

五 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むうえで必要な身体機能の維持と減退防止のための機能訓練に関する業務を行う。

六 業務員は、利用者の送迎と業務員の職務に関する業務を行う。

第4章 営業日及び営業時間等

(営業日及び営業時間等)

第 6 条 デイサービスセンター笹森館の営業日、営業時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、事業所が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- 一 営業日 月曜日から土曜日まで。
- 二 営業時間 午前 9 時 0 0 分から午後 4 時 1 5 分まで。
- 三 休 日 1 月 1 日から 1 月 2 日まで及び 1 2 月 3 1 日と毎週日曜日。

第 5 章 利用定員

(利用定員)

第 7 条 デイサービスセンター笹森館の利用定員は、指定通所介護事業・指定第 1 号通所事業(通所介護)事業を合わせて 1 日 3 5 名とする。

第 6 章 指定通所介護・指定第 1 号通所事業（通所介護）の内容、利用料及びその他の費用の額

(指定通所介護・指定第 1 号通所事業（通所介護）の内容)

第 8 条 利用者の心身の状態を把握しつつ、利用者の希望を踏まえて、通所介護計画（第 1 号通所事業（通所介護）計画）を作成し、サービスの提供を行う。

2 指定通所介護・指定第 1 号通所事業（通所介護）の内容は、次のとおりとする。

- 一 基本サービス
 - ・ 共通（生活指導、健康チェック、給食サービス、送迎サービス、機能訓練サービス、サービス提供体制強化）
- 二 選択サービス
 - ・ 指定通所介護（入浴サービス）
 - ・ 指定第 1 号通所事業（通所介護）指定（運動器機能向上サービス）
- 三 教養・娯楽、レクリエーション活動
- 四 利用者及び家族に対する相談・援助

(利用料及びその他の費用の額)

第 9 条 指定通所介護・指定第 1 号通所事業（通所介護）サービスの利用料は、介護保険法に基づく厚生大臣が定める基準によるものとし、提供した指定通所介護・指定第 1 号通所事業（通所介護）が法定代理受領サービスである場合は、介護保険負担割合証の利用者負担割が 1 割の場合は 1 割の額、利用者負担割合が 2 割の場合は 2 割の額、利用者負担割合が 3 割の場合は 3 割の額となる。

2 前項に定める利用料のほか、次の各号に掲げる費用の額は利用者の負担とする。

一	調理費	2 3 0 円（食事を作る際の光熱水費等の調理コスト分）
二	食材料費	4 4 0 円（食事材料代 3 7 0 円 おやつ代 7 0 円）
三	紙おむつ	M 一枚 9 0 円 L・L L 一枚 1 0 0 円
	紙パンツ	M 一枚 9 0 円 L・L L 一枚 1 0 0 円
	尿取りパット	一枚 3 0 円
四	理髪代 理髪	1 回 実費円
五	コピー代 サービス提供についての記録の、複写物を必要とする場合	一枚 1 0 円
	写真代 A 4 サイズ	一枚 5 0 円
六	通常の営業時間以外サービス利用の場合 通常 9 時間以上のご利用の場合	3 0 分以上より受付 5 0 0 円 但し、時間外利用の際は原則施設での送迎は行わないものとする。
七	時間外食事サービス	朝食 6 8 0 円 夕食 7 5 0 円
八	レクリエーション等で、入場料等が必要となった場合の費用	実費
九	区域外送迎の費用 実施区域外の送迎に関しては原則行っておりません。（応相談） ※ 但し、家族等にて送迎して通所介護・第 1 号通所事業（通所介護））を受ける事はできます。	
十	指定通所介護事業・指定第 1 号通所事業（通所介護）において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要であるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費	

3 指定通所介護・指定第 1 号通所事業（通所介護）に通常要する時間を超える指定通所介護・指定

第1号通所事業（通所介護）であって、利用者の選定に係わるものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護・指定第1号通所事業（通所介護）に係わる居宅介護サービス費用基準額又は、居宅支援サービス費用基準額を超える費用。

第7章 通常の事業の実施地域

（通常の事業実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、大崎市（古川・田尻・岩出山） 栗原市（高清水・築館・一迫・瀬峰）とする。

第8章 緊急時等における対応方法

（緊急時等における対応方法）

- 第11条 指定通所介護・指定第1号通所事業（通所介護）に従事する職員は、指定通所介護・指定第1号通所事業（通所介護）サービスの提供を行っているときに利用者に身体の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに管理者又は看護職員に連絡するものとする。
- 2 連絡を受けた管理者又は看護職員は、適切な応急措置を講ずるとともに利用者の主治医及び 家族に連絡し、医師の指示に従い必要な措置を講ずるものとする。

第9章 非常災害対策

（非常災害対策）

- 第12条 事業所は、非常災害に備えるため、非常災害に関する計画を立て、定期的な避難、誘導、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 火災の予防に当たっては、防火管理者を置き、消防用設備等の自主点検及び自衛消防訓練等を実施するものとする。

第10章 その他運営に関する重要事項

(利用者の同意)

第13条 事業所は、指定通所介護・指定第1号通所事業（通所介護）サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他サービス提供に関し、必要な事項について文書にて説明を行い、利用者又はその家族の同意を得ることとする。また利用者の意向を踏まえ、電磁的記録による対応を行うものとし、事業者は、電磁的方法により同意を求める場合には、あらかじめ利用する電磁的方法の内容（電子メール・ウェブ等）及びファイルへの記録の方法を明示し、書面又は電磁的方法により同意を得ます。

(サービスの利用に関する留意事項)

第14条 施設・設備の使用上の注意として次のものとする。

- 一 施設、設備、敷地をその本来の用途に従い利用するものとする。
- 二 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価費用を徴収できるものとする。
- 三 当事業所の職員や利用者に対し、宗教活動、営利活動、各種勧誘等をできないものとする。

2 喫煙場所については事業所指定の喫煙スペース以外での喫煙はできないものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 事業所は、通常の事業実施地域等を勘案し、デイサービスセンター笹森館が適切な指定通所介護・指定第1号通所事業（通所介護）サービスを提供することが困難であると認めた場合には、指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、適当な指定通所介護・指定第1号通所事業（通所介護）事業者の紹介を行うものとする。

(受給資格等の確認)

第16条 事業所は、指定通所介護・指定第1号通所事業（通所介護）サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間等を確認するものとする。なお、被保険者証に認定審査会の意見等が記載されている場合は、その指示に従って指定通所介護・指定第1号通所事業（通所介護）サービスの提供を行うものとする。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第17条 事業所は、指定通所介護・指定第1号通所事業（通所介護）サービスの提供に当たっては、指定居宅介護支援事業者等その他保健医療又は福祉サービスを提供する者との連携に努め、指定居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療又は福祉サービスの利用状況の把握に努めるものとする。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

第18条 事業所は、指定通所介護・指定第1号通所事業（通所介護）サービスの提供に当たっては、利用者の居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿って指定通所介護・指定第1号通所事業（通所介護）サービスを提供するものとする。

- 2 利用者が居宅サービス計画を作成していない場合は、利用者が計画を作成できるよう指定居宅介護支援事業者等の情報の提供をする等の援助を行うものとする。
- 3 利用者が居宅サービス事業の変更を希望する場合は、指定居宅介護支援事業者等に連絡する等の必要な援助を行うものとする。

（通所介護計画書、第1号通所事業（通所介護）計画書の作成）

第19条 生活相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定通所介護・指定介護予防・第1号通所事業（通所介護）サービスの内容等を記載した通所介護計画書、第1号通所事業（通所介護）計画書を作成するものとする。

- 2 生活相談員は、それぞれの利用者に応じた、通所介護計画書、第1号通所事業（通所介護）計画書を作成し、利用者又はその家族に対し、計画の内容について説明しそれを交付するものとする。
- 3 通所介護計画書、第1号通所事業（通所介護）計画書の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成し家族に交付するものとする。

（利用料の徴収）

第20条 指定通所介護・指定第1号通所事業（通所介護）サービスを提供した際には、居宅サービス計画に基づく法定代理受領サービスの場合は、利用者から介護保険負担割合証の利用者負担割が1割の場合は1割の額、利用者負担割合が2割の場合は2割の額、利用者負担割合が3割の場合は3割の額の支払受けるものとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護・指定第1号通所事業（通所介護）サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額等その他必要と認められる事項を記載したサービス提供記録書を発行するものとする。

（サービス提供記録）

第21条 事業所は、指定通所介護・指定第1号通所事業（通所介護）サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受ける居宅サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載するものとする。

（利用者に関する市町村への通知）

第22条 笹森館の管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、意見を付して市町村に通知するものとする。

- 一 利用者が、正当な理由なしに指定通所介護・指定第1号通所事業（通所介護）サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（サービス提供の終了）

第23条 事業所は、指定通所介護・指定第号通所事業（通所介護）サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、利用者に係る居宅介護支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（職員の研修）

第24条 事業所は、職員の資質向上を図るため、次の研修を行うものとする。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 年2回

（衛生管理等）

第25条 事業所は、指定通所介護・指定第1号通所事業（通所介護）に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

3 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

を定期的の実施する。

(秘密保持)

第26条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、指定通所介護・指定第1号通所事業（通所介護）に従事する職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(掲示、広告)

第27条 事業所は、笹森館の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する
他、重要事項等の情報を法人のホームページに掲載・公表することとする。

2 指定通所介護事業所・指定第1号通所事業(通所介護)事業所については、事実に基づき広告できるものとする。

(苦情処理)

第28条 提供した指定通所介護・指定第1号通所事業（通所介護）に係る利用者からの苦情には、迅速かつ適切に対応するものとする。

2 利用者からの苦情について、市町村、国民健康保険団体連合会等から質問、調査がある場合は、それに協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、適切に対応することとする。

(ハラスメント対策に関する事項)

第29条 当事業所は、適切な指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第30条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第31条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第32条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(損害賠償)

第33条 事業所は、指定通所介護・指定第1号通所事業（通所介護）の提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

- 2 本事業の実施に当たっては、あいおいニッセイ同和損保損害賠償責任保険に加入するものとする。

(会計の区分)

第34条 本事業の会計は、その他の事業の会計とは区分するものとする。

(その他)

第35条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、社会福祉法人寿清会と
デイサービスセンター笹森館の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成14年9月1日から施行する。

附 則 (平成15年9月1日から適用)この規程は、平成15年9月25日から施行する。

附 則 この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則 (平成16年7月1日から適用)この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日から適用)この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日から適用)この規程は、平成17年5月20日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年3月31日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日から適用)この規程は、平成21年5月13日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日から適用)この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年1月1日から適用)この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日から適用)この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日から適用)この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規定は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月1日から適用) この規程は、平成31年3月19日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日から適用) この規程は、令和1年5月23日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日から適用) この規程は、令和4年5月23日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日から適用) この規程は、令和5年5月18日から施行する。

附 則 (令和6年6月1日から適用) この規程は、令和6年5月23日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日から適用) この規程は、令和7年3月21日から施行する。